



寄附金の取扱い

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

- 掲載テーマ
- ① 役員との定義と役員給与
 - ② 使用人兼務役員と賞与・退職金
 - ③ 交際費等の取扱い
 - ④ 寄附金の取扱い
 - ⑤ 租税公課の取扱い
 - ⑥ 貸倒損失の処理

寄附金に該当する支出とは

法人税法上の寄附金は「法人が行った金銭その他の資産の贈与又は経済的な利益の無償の供与等」とされています。

法人が事業に直接関係ない人や会社に対して、見返りを求めないで「金銭を贈る」「低い価格で物品を販売する」「タダでサービスをする」等を行なった場合（反対給付のない一方的な行為）、費用は寄附金となります。寄附金は経理処理にかかわらず「金銭を支出したときに認識します（現金主義）」。期中に費用計上しても期末に未払いの場合は損金となります。

一方で、期中に支払済みであれば、費用計上していない場合（仮払い処理等）でも損金となります。

（ただし限度額計算があります。寄附金とその他の費用等の主な区分は次のとおりです。）

(1) 交際費

事業関係者に対する接待や贈答等の費用は寄附金ではなく、原則、交際費等となります。「得意先の担当者にお歳暮を贈る」「協力会社のスタッフに食事をこちそうする」等が該当します。政治団体主催のパーティー券の購入費用は、政治家への献金が目的でパーティーにも参加しないのであれば寄附金となりますが、事業関係者との交流が目的で実際に参加するのであれば交際費等となります。

(2) 広告宣伝費

事業に直接関係のない神社やお寺に対する寄贈（お布施や喜捨金）は基本的に寄附金となります。ただし、神社のお祭りに協賛金

古い車両を高い価格で下取りする」といった販売商品の価格維持を目的とした高価買入は値引きとして取り扱います。

(7) 土地

法人が所有する道路用地を自治体に寄附した際は、基本的にその土地の帳簿価額が寄附金の額となります。ただし、その道路用地を専ら自社で利用している場合は、

寄附しても利用の効果は変わりません。費用や損失はないものと考えます。また、その道路用地を自社だけでなく一般大衆も利用している場合、公共的施設の設置費用等として繰延資産となります。

(8) 借地権

土地を他人に使用させる際に土地を借りた人（借地人）から権利金を收受しないと、地主から借地人に対し

図表1 権利金の額の算式

$$\text{権利金の額} = \text{土地の更地価額} \times (1 - \text{実際に収受している地代の年額} / \text{相当の地代の年額})$$

図表2 寄附金の損金算入限度額の計算

支出法人の区分	一般の寄附金の損金算入限度額	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額
普通法人等	資本等を有する 〔(所得基準額+資本基準額)×1.4〕 * 所得基準額 = 所得の金額×2.5/100 * 資本基準額 = 資本金等の額×当期の月数/12×2.5/100	〔(所得基準額+資本基準額)×1.2〕 * 所得基準額 = 所得の金額×6.25/100 * 資本基準額 = 資本金等の額×当期の月数/12×3.75/100
	資本等を有しない 所得の金額×1.25/100	所得の金額×6.25/100
非営利型の一般社団法人等	所得の金額×50/100	-
公益法人等（みなし公益法人等を除く）	公益社団法人等 所得の金額×50/100	-
	認定NPO法人等 所得の金額×50/100と（年200万円）のいずれか大きい金額	-
その他	所得の金額×20/100	-

※「所得の金額」とは、申告書別表四の税引前金額に支出した寄附金の額を加算した金額をいう

て権利金相当の寄附があったと認定される場合があります（「借地権の認定課税」）。権利金の額は原則、図表1の算式で求めます。

損金算入限度額の計算

支出した寄附金の額のうち損金となる金額は、次の区分に応じて以下のとおりとなっています。

(1) 国、地方公共団体に対する寄附金
国や地方公共団体に対する寄附金は全額損金となります。報道機関等が募集した義援金等も、最終的に義援金配分委員会等（都道府県等が設置するもの）に拠出される場合は、地方公共団体に対する寄附金となります。

なお、外国や全額政府が出資している特殊法人（日本中央競馬会等）は国等に含まれません。

(2) 財務大臣の指定した寄附金
公益法人等に対する寄附金のうち、財務大臣が指定したものを（指定寄附金）は全額損金となります。国立大学法人や赤い羽根共同募金、日本赤十字社に対する一定の寄附金等が該当します。指定寄附金に該当する団体や使途、期間等は財務省から告示されます。

(3) 一般の寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金
一般の寄附金のうち損金算入限度額を超える部分は損金不算入となります。

さらに認定NPO法人等に対する寄附金がある場合は、支出した寄附金の額のうち、一般の損金算入限度額と特別損金算入限度額の合計額を超える部分の金額が損金不算入となります（限度額の計算は図表2参照）。

たとえば、一般の寄附金が5万円、認定NPO法人の寄附金が40万円、特別損金算入限度額が30万円の場合、損金不算入額は（5万円+40万円）-（6万5000円+30万円）=8万5000円となります。

(4) 国外関連者に対する寄附金
法人と特殊な関係にある外国法人（たとえば発行株式の50%以上を保有する等）国外関連者といいますが、全額が損金不算入となります。

(5) 完全支配関係
法人による完全支配関係がある内国法人に対して支出した寄附金は、全額が損金不算入となります（グループ法人税制）。

を支払って、宣伝目的で社名入りの提灯を吊り下げてもらう場合は広告宣伝費となります。また、「ビールメーカーが社名入りの看板を取引先の居酒屋に贈る」といった広告宣伝用資産の贈与にかかる費用は、繰延資産（償却期間に応じて損金）となります。

(3) 給与等
法人が「公立学校の体育館の建設募金」や「公立図書館への書籍の寄贈」等を行なった際の費用は、原則、寄附金となります。ただし、会社とこれらの機関に取引関係がなく役員、個人の個人関係（役員、役員の出身校等）だけで寄附を行なった場合は、役員が負担すべき費用として役員給与（臨時の支出の場合は賞与）となります。

(4) 債権放棄（貸倒損失）
取引先の破産や子会社の整理等

の一定の場合に、相手方に対する売掛金や貸付金等の債権を放棄した金額は基本的に貸倒損失となります。ただし、取引先に返済能力があるにもかかわらず債権放棄をする等、利益の供与と考えられる場合は寄附金となります。

(5) 低額譲渡
法人が所有する資産を、関係会社等に、特段の事情もなく時価より低い価格で売却した場合は、時価と売却価格との差額が寄附金となります。たとえば、簿価1億円・時価3億円の土地を子会社に1億円で売却した場合、売却した法人側は土地売却益と寄附金をそれぞれ2億円計上します。

なお、利害の対立する第三者間の正常な取引等であれば、売買価格が時価より低くても低額譲渡には該当しません。